

ブルテン No.1「付則 19 トライアル競技規則 規則改訂」の再改訂について

2025MFJ 国内競技規則「付則 19 トライアル競技規則」に追加・改訂したブルテン No.1 を再改訂いたします。規則の施行は即時適用となります。

トライアルブルテン（規則改訂等）記載 <https://www.mfj.or.jp/rule/trial/>

改訂後	改訂前
■6 セクション 6-6 各クラス用ゲートひとつのセクションを複数クラスが混走する場合、クラス別専用ゲート（セクション内をクラスごとに制限する関門のこと。左右一対のゲートマーカーで表示され、原則 120cm 以上の幅）を設ける。この場合、各クラスとも自クラスのゲートを通過すること。ゲートを通過する順番は自由とする。他クラス用のゲートに<u>進入</u>してはいけない。	■6 セクション 6-6 各クラス用ゲートひとつのセクションを複数クラスが混走する場合、クラス別専用ゲート（セクション内をクラスごとに制限する関門のこと。左右一対のゲートマーカーで表示され、原則 120cm 以上の幅）を設ける。この場合、各クラスとも自クラスのゲートを通過すること。ゲートを通過する順番は自由とする。他クラス用のゲートは<u>通過</u>してはいけない。
■12 ペナルティー 12-2-3-8 方向を問わず、他クラスのゲートに<u>進入</u>した。ただし、他クラスのゲートが同位置または重ね合わされている場合は除く。	■12 ペナルティー 12-2-3-8 方向を問わず、他クラスのゲートを<u>通過</u>した。ただし、他クラスのゲートが同位置または重ね合わされている場合は除く。